

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第12号

定例監査の結果について

平成25年12月17日

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 小嶋 勝

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 筒井俊秋

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

(別紙)

定例監査報告書

第1 監査の種類

定例監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

第2 監査実施年月日

平成25年11月20日（水）～平成25年12月17日（火）

第3 監査の対象

平成25年度上半期（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に執行された事務

第4 監査の方法

事務局職員立会いのもと、諸帳簿その他関係書類を調査するとともに、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性、並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

第5 監査の結果

平成25年度上半期分における事務処理については、法令に則しておおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。